

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、主要な観光資源であるよさこい祭<del>又は代替イベントである特別演舞</del>の運営支援を行うとともに、全国から集まった観光客及び踊り子により多くの演舞場を提供する事業への支援（以下「補助事業」という。）を行うことにより、本県のイメージアップ及び観光振興を推進するため、次条に規定する補助事業者（「以下「補助事業者」という。」）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第13条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年6月18日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第8条第4項並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年5月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年5月18日から施行する</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月26日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年6月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年5月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年5月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年4月12日から施行する。</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、主要な観光資源であるよさこい祭又は代替イベントである特別演舞の運営支援を行うとともに、全国から集まった観光客及び踊り子により多くの演舞場を提供する事業への支援（以下「補助事業」という。）を行うことにより、本県のイメージアップ及び観光振興を推進するため、次条に規定する補助事業者（「以下「補助事業者」という。」）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第13条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年6月18日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第8条第4項並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年5月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年5月18日から施行する</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月26日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年6月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年5月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年5月1日から施行する。</p>

新旧対照表

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助対象事業	対象経費	補助率	補助額
よさこい祭振興会	よさこい祭り前夜祭	前夜祭設営費 前夜祭運営費 広告宣伝費	2分の1以内	780万円を上限とする。
	よさこい祭り本番	競演場及び演舞場設営費 競演場及び演舞場運営費 広告宣伝費	2分の1以内。ただし、競演場及び演舞場運営費のうち、よさこいアンバサダーを受け入れる競演場については10万円、演舞場については5万円の定額を支給することとする。	
	<del>よさこい祭り代替イベント</del>	<del>会場設営費 会場運営費 広告宣伝費</del>		
公益社団法人高知市観光協会	よさこい祭り本番	演舞場運営費 (高知城演舞場)	2分の1以内	200万円を上限とする。
	よさこい祭り本番及び全国大会	本部競演場桟敷席の観覧環境の改善に要する費用		
	<del>よさこい祭り代替イベント</del>	<del>高知城会場運営費</del>		

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助対象事業	対象経費	補助率	補助額
よさこい祭振興会	よさこい祭り前夜祭	前夜祭設営費 前夜祭運営費 広告宣伝費	2分の1以内	780万円を上限とする。
	よさこい祭り本番	競演場及び演舞場設営費 競演場及び演舞場運営費 広告宣伝費	2分の1以内。ただし、競演場及び演舞場運営費のうち、よさこいアンバサダーを受け入れる競演場については10万円、演舞場については5万円の定額を支給することとする。	
	よさこい祭り代替イベント	会場設営費 会場運営費 広告宣伝費		
公益社団法人高知市観光協会	よさこい祭り本番	演舞場運営費 (高知城演舞場)	2分の1以内	200万円を上限とする。
	よさこい祭り本番及び全国大会	本部競演場桟敷席の観覧環境の改善に要する費用		
	よさこい祭り代替イベント	高知城会場運営費		